

平成30年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 平成30年11月16日（金）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時48分
- 2 場 所 保谷庁舎3階 第2会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
- 5 出席職員 教育部長兼特命担当部長 渡 部 昭 司
教育部参与兼教育企画課長 森 谷 修
教育部副参与兼学校運営課長 等々力 優
教育部主幹（学校運営課） 名古屋 勇
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 福 田 忠 春
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 壮 平
教育部副参与兼教育支援課長 清 水 達 美
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
教育部主幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘
教育部副主幹（教育企画課）兼学務係長 大 谷 健
教育支援課長補佐兼教育相談係長 宮 崎 洋 子
- 7 傍聴人 0人

平成30年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 平成30年11月16日（金） 午後2時から

場 所 保谷庁舎3階 第2会議室

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 報 告 事 項 (1) 損害賠償の額の決定についての専決処分について
(2) 平成29年度 児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査報告
(3) 教育財産の引継ぎについて（報告）
(4) 西東京市図書館計画（素案）について

第 3 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成30年第11回定例会
(11月16日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成30年西東京市教育委員会第11回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 報告事項に入ります。

質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 損害賠償の額の決定についての専決処分について、説明をお願いいたします。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 損害賠償の額の決定についての専決処分について、報告申し上げます。

本件は、平成30年7月20日、教育部職員が運転する車両が、駐車している相手方車両に接触し与えた損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をし、同条第2項の規定により西東京市議会第4回定例会に報告するものでございます。

資料を御覧ください。

損害賠償額は14万9,979円で、その内訳は相手方車両の修繕料でございます。

事故の発生状況につきましては、お手元の専決処分書のとおりで、相手方とは既に示談を取り交わしております。

なお、本件事故の当事者には、厳重注意を行い、運転業務自粛の処置を行いました。あわせて、安全運転の励行及び事故防止を目的とした課内対策会議を実施いたしました。

今後も再発防止に向けて指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)平成29年度 児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査報告につきまして、説明をお願いいたします。

○宮本統括指導主事 私からは、西東京市立小・中学校における昨年度発生した暴力行為及びいじめの状況について説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成29年度 児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査報告を御覧ください。

本調査は、児童・生徒の問題行動について、文部科学省が全国の状況を調査・分析することにより、生徒指導上の取組の一層の充実を図るとともに、実態を把握することを通して、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的として、毎年実施しているものでございます。

2、暴力行為の状況を御覧ください。

暴力行為の発生件数は、小学校で4件、中学校で0件となっております。小学校で発生し

た4件は、いずれも生徒間暴力であり、叩く、つねるなどの暴力行為がありました。

暴力行為を未然に防止するために、児童・生徒に対するきめ細かい生活指導の徹底を図るとともに、暴力傾向のある児童・生徒の実態把握を行い、学校の求めに応じて指導主事を派遣するなど、教育委員会と学校が連携しながら引き続き対応してまいります。

続きまして、裏面を御覧ください。

3、いじめの状況についてでございます。

平成29年度におけるいじめの認知件数は、小学校で100件、中学校で14件となっております。学年別に見ますと、小学校5年生と中学校1年生で多く発生しています。

いじめ発見のきっかけは、小中学校ともに、当該児童・生徒の保護者からの訴えが最も多く、小学校で42%、中学校で50%となっております。

いじめの内容といたしましては、小中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、小学校で55%、中学校で68%を占めております。

西東京市いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策委員会、いじめ問題スペシャリスト研修会などの充実を図り、引き続き学校と連携しながら、いじめ問題の早期発見・早期対応に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○清水教育部副参与兼教育支援課長 続きまして、4、長期欠席の状況につきまして、教育支援課より報告させていただきます。

長期欠席者の定義につきましては、四角囲みにあるとおり、昨年度末現在の在学者のうち、昨年度1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒となっております。

そのうちの不登校については、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある児童・生徒という形になります。

ページ下のほうにございます(1)特徴にございますとおり、一番上にございます平成29年度における本市の理由別長期欠席者数の表、そちらを御覧いただきますと、中ほどに不登校の児童・生徒数を載せてございます。小学校が44人、中学校が148人と、それぞれ前年度と比較して微減の状況で、不登校出現率も、わずかではありますが、下がっております。

その右の表でございます。不登校児童・生徒への指導結果状況でございます。こちらのほうは、学校復帰の状況でございますが、小学校では12人、中学校が20人、計32人で、前年度と比較して小学校は増えておりますが、中学校では少し減少しております。

その下に、直近3年間の本市における小中学校の不登校出現率をグラフにしておりますが、3年間の比較では、ほぼ横ばいの状況でございます。

下のほうに戻りまして、(2)これまでの取組でございます。小中連携による中1不登校未然防止対策を不登校対策委員会の開催などにより実施しまして、その中でも事例検討による教員研修なども行っております。また、教育相談センターの教育相談、適応指導教室「スキップ教室」、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」やスクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒の背景理解に基づく支援や、就学相談による適切な就学への支援を引き続き行っているところでございます。

(3)の今後の対応でございますが、不登校児童・生徒への支援は、平成28年9月の文部科学省通知でございますとおり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことを本市教育委員会においても念頭に置いております。教員の気づきを校内で共有し、学校内や教育委員会、各機関等とも連携しながら、組織的な早期対応で未然防止を図っていくことを継続してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3)教育財産の引継ぎについて、説明をお願いいたします。

○掛谷社会教育課長 私からは、報告事項(3)教育財産の引継ぎについて、説明申し上げます。

本件につきましては、本年4回定例会において市長への財産取得の申出について報告を申し上げます下野谷遺跡用地に関するものでございます。

本年2月13日の官報告示によりまして国史跡として追加指定を受け、4月10日に市長へ取得の申出を行いました本件土地につきまして、その後、市長部局におきまして土地の取得を行い、10月18日付で教育財産として引継ぎを受けましたので、このたび教育委員会に報告を申し上げます。

下野谷遺跡につきましては、平成27年3月の史跡指定以降、地権者の方から同意をいただいた土地について追加指定の手続きを行い、取得をさせていただいております。

既存部分と合わせまして、引き続き下野谷遺跡の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4)西東京市図書館計画(素案)について、説明をお願いいたします。

○中川図書館長 報告(4)としまして、西東京市図書館計画(素案)につきまして、報告いたします。

図書館計画の目的でございますが、西東京市図書館基本計画・展望計画が、平成30年度末に計画期間が終了することから、少子高齢社会、高度情報通信ネットワーク社会など、図書館を取り巻く環境の変化を踏まえた長期的な展望を持ち、継続的に安定した図書館運営を行うため、西東京市図書館計画策定懇談会を設置し検討を行い、計画の素案を策定したので、報告いたします。

素案に関するパブリックコメントにつきましては、平成30年12月15日から平成31年1月15日まで実施し、平成30年度末までに「西東京市図書館計画」を策定する予定でございます。

表紙を1枚おめくりください。

「はじめに」のところで、今申し上げました図書館の基本計画・展望計画が30年度で終了することから、こちらの計画を定めました。

計画の概要でございますが、下の図にございますように、西東京市の基本構想・基本計画でございます第2次総合計画、それから、教育計画と連動しまして、平成31年から35年度ま

での事業計画を主に定めたものでございます。

1枚おめくりください。

2ページでございますが、こちらは、西東京市図書館の置かれました現状と課題につきまして、2ページからは資料計画の面、現状と課題を述べております。課題につきましては、その後、後半にございます事業計画のほうに引き継ぐ形で課題をこちらでお出しし、それについての解決策等を事業計画に盛り込んでございます。

3ページ下、用語解説がございますが、そのページで用語解説が必要なものは下段に用意してございます。

4ページを御覧ください。4ページからは、サービス面での現状と課題を分析しております。

6ページ、3としまして、職員組織計画の現状と課題、4としまして、施設計画の現状と課題、7ページには、現状の図書館の配置図、6館の配置図と図書館の規模等を示しております。

8ページでございます。こちらは、施設計画の課題につきまして述べております。

5番、その他の取組みとしまして、利用者登録、9ページに入りまして、広域連携——広域連携につきましては、その下に図がございますが、こちらは西東京市民の広域連携に関する自治体の利用状況でございます。

10ページ、アンケート等に見る図書館への評価ということで取りまとめております。

11ページには、基本的な考え方としまして、六つの基本方針を立てております。

具体的には、次の12、13ページを御覧ください。こちらで、方針に基づきます施策の方向性と取組につきまして、こちらで概観しております。

恐れ入ります、14ページを御覧ください。14ページ以降、基本方針に沿いまして、施策の方向性、取組、具体的な取組としまして、5年間の年度別の事業計画を示しております。

基本方針1では「資料の収集と保存の充実」、16ページにございます基本方針2では「すべての市民に活用されるために」、20ページには、基本方針3としまして、「西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」、22ページは、基本方針4、「未来を担う子どもの読書活動の支援」、25ページには、基本方針5、「地域、行政と連携したサービスの向上」、28ページには、基本方針6としまして、「効率的・効果的な運営体制の構築」を示しております。

30ページからは、第5章としまして、「中長期的な図書館展望に向けて」と題しまして、「方針に基づく施策の方向性と取組み」では、今後5年間の事業計画を方針とともに示しました。これまでの西東京市図書館は、多様化する価値観や、少子高齢社会への対応について、市民からの要望やアンケート調査の結果などを取り込みながら多方面のサービスに活かしてまいりました。5年間の図書館計画を策定するに当たり開催された図書館計画策定懇談会において、事業計画の先を見据えた中長期的な展望を含め、広い視野に立った多くの貴重な意見が出されました。中長期的な図書館の展望は、合併以後の中央図書館の果たすべき役割や機能を、地域館を含め、どのように位置づけ更新していくかという方向性と、施設から外へ向けた視点でサービスを拡張していく方向性を示しております。

ここは七つの章立てをしておりますけれども、主には中央図書館の方向性、それから機能、

課題——特に施設の課題と求められる規模につきまして記述してございます。

こちらでは、新しい中央図書館につきまして、求められる機能としましては、現状、スペースが不足してございますので、スペースを拡張することを主体としまして、蔵書規模、こちらは、多摩地区での20万都市の平均値が140万冊でございますので、こちらに見合う数字を目標といたしたいと考えております。現状、80万冊から140万冊に向かいまして、140万点を全図書館で収容する形、特に新しい中央図書館では、開架スペース、それから書庫を含めまして、90万点以上を所蔵するスペースが必要と考えております。

なお、新中央図書館がトータルでは7つ目の図書館になりますので、16平方キロメートルの西東京市におきまして7つの図書館ということになりますと、公共施設の適正配置や総量抑制という観点からは、図書館を別の施設に変換することも考えていかなければならないと考えておりますが、それにつきましては、先月制定されました西東京市子ども条例等、子どもたちの利用範囲ということも考えていかなければならないと考えております。

なお、最後の視点としまして、これから超高齢社会が浸透していきますと、高齢者への図書館サービスということで、施設への配本、あるいは放課後子供教室と連動した、子どもたちの身近に本を置くということで、移動図書館車の検討についても、構想の中では考えてございます。

以上、報告でございますが、この後、議会への情報提供の後、パブリックコメントを実施したいと考えております。

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。御質問の委員の方は、どうぞ、挙手を。

○森本教育長職務代理者 児童・生徒の暴力行為の状況について質問します。

暴力行為の「暴力」というのが、まず、どの範囲というか、どれぐらいだったら暴力とみなされるのかということについて教えていただけますか。

○宮本統括指導主事 暴力行為の定義としましては、「児童・生徒が、故意に有形力を加える行為」のことを指しております。学校からの報告内容を1件1件確認しております。内容は、少しお待ちいただけますか。

○木村教育長 暫時休憩します。

午後 2 時 20 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開します。

○宮本統括指導主事 失礼いたしました。

暴力行為の定義につきましては、「児童・生徒が、故意に有形力を加える行為」のことを指しております。具体的には、同じ学校の児童・生徒同士がけんかとなり双方が相手を殴った、あるいは、双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、体を突き飛ばすなどしたといった行為と同等、または、これらを上回るようなものを全てカウントしております。

- 森本教育長職務代理者 いじめの中で、小学校で、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」というお子さんが18%いるというふうに出ているんですけど、その辺が暴力に入るのか、そこは暴力にはカウントされないのかというのはどうなんでしょう。
- 宮本統括指導主事 先ほど申し上げた例示と照らし合わせながら一つずつ確認をし、暴力行為とカウントするかどうかは学校ごとに判断しているところでございます。
- 森本教育長職務代理者 今回の4件というのは、基本的に、継続してあったりとか、何か常に暴力を受けているとか、長い時間受けているとかというよりは、突発的なことで、ちょっとけがをしてしまったりとかというケースだというふうに考えてよろしいでしょうか。
- 宮本統括指導主事 今、委員御指摘のとおり、ここで挙げました4件については、継続はしておりません。
- 米森委員 いじめの(1)の④で、いじめの対応を書いておられまして、なお書きで、特筆すべき事項だと思いますけれども、パソコン関係、SNSとかそういうものでいじめが0件だったというふうに書いてありましたので、これはやはり、学校とか家庭、スマホなんかのルールとか、そういうものが結構浸透して、その結果、こういうふうになっていると考えるとよろしいですか。
- 宮本統括指導主事 SNS等の利用に関しまして、学校ごとにルールを定めております。また、教育委員会でも、そういったインターネット等にかかわる情報モラル教育を推進するためにデジタルコンテンツも導入するなど、各学校の指導、あるいは家庭での取組が一定程度反映されているというふうに考えております。
- 米森委員 それから、(3)今後の対応で、③の「SOSの出し方に関する教育」について、ちょっと詳しく教えていただければありがたいんですけども。
- 宮本統括指導主事 今年度は、小学校5・6年生及び中学校2・3年生を対象に、全ての学校でSOSの出し方に関する教育を行っております。今後、在学中に必ず1回は受けるような形で進めているところで、今年度から行った取組になっております。
- 米森委員 SOSも、いろいろな出す場面があると思いますけれども、危険な状況とか、いじめに遭うとか、物理的な状況とか、いろいろあるかと思いますが、どういう事柄を想定して、SOSは大体考えておられるんですか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 SOSの出し方教育についてですが、自殺の未然防止に関わる取組として実施しているものです。何か困ったときに相談したり、自分のストレスをマネジメントしたり、感情をコントロールしたり、そういった内容について、東京都教育委員会がDVDを作成・配布しています。1人で抱え込むのではなくSOSを出せるようにしていく趣旨で行います。このDVDを活用して子どもたちに指導をしたり、保健師と連携した授業をしたりしております。校長会議の中で、そのDVDを実際に見てもらって、それぞれの学校の活用方法について周知したところです。
- 後藤委員 意見になるかと思いますが、いじめに関して一つ、それから、いじめと不登校に関して合わせた形で一つなんですけど、一つは、いじめに関しましては、既にマスコミ等で、幾つかの自治体で非常に痛ましい、いじめの問題が発生しております。マスコミ等の報道に

よりますと、初期対応に非常に問題があったのではないかというようなことが書かれています。学校内はもちろんですが、いじめ対策委員会等々もやられているとは思いますが、発生した場合の手順なり、あるいは幾つかの事例をもとにしたシミュレーションなり、そういった実践的な形での取組も必要かと思しますので、是非その一層の充実を図っていただければというのが1点です。

それから、いじめと不登校に関してですが、不登校も含めて、不安傾向があるというのは非常に多いです。そうすると、例えば、不登校まで至らないまでも、そういう傾向があったり、渋っている子が、もしかしたらいるかもしれません。ですので、いじめも不登校も、どちらも一層の相談体制の充実ということで、既にやられていることとは思いますが、学校内あるいは相談機関の中で、子どもたちが一層相談しやすい雰囲気づくりに継続し、より努めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 木村教育長 ただいまの御発言は御意見ということで承りたいと思います。
- 山田委員 暴力行為のところで、例えば、「暴力行為等の反社会的行為を行っている又は行うことが想定される児童・生徒」とか、あるいは「暴力傾向のある児童・生徒」という文言が入っているんですけども、実際、この市内で起きた小学校での暴力事件というのは、そういうような予測ができる子どもたちが起こしたのか、それとも、先ほどちょっとお話があったように、突発的だったので、全くそういう傾向が見られない子どもが突然行ったのか、そういう解析等はなされていますでしょうか。
- 宮本統括指導主事 突発的な行為ではありますが、何らかの要因等がそれぞれございますので、そのとき指導して終わりということではなくて、継続して長期にわたって、被害に遭った子どももそうですが、加害児童に対しても気をつけて、今現在も見守っているという状況は続いております。
- 山田委員 実際、今後の対策というか防止のためには、そういう暴力傾向が本当にあるのかどうかということをきちんと把握しなければいけないわけですね。そこが結局、その4件が起こった小学校では、できていなかったというふうに考えてもよろしいと。
- 宮本統括指導主事 暴力行為が発生する前から気になっていた子がいたケースもありますので、起きてしまったことは、確かにそのとおりではありますが、学校としては、注意深く、今も、また、以前からも見守っていたという状況も含まれておりますので、4件が学校の対応が課題だったかという、一概にそういうわけでもないのかなというふうに考えております。
- 高橋委員 不登校に関してなんですけれども、先ほど後藤先生からも、一層の相談体制の充実というお話があったんですが、私もそう思っているんですが、ちょっとお聞きしたいのが、不登校になったお子さんの保護者の方が、保護者会にその後、いらっしゃっているかどうかというのは調査されていますでしょうか。

というのは、もちろん、いろいろなケースがあると思うので、全てのケースに当てはまるわけではないんですけども、お子さんが不登校になっても、保護者会に保護者の方が来られるような状況が続けば、例えば深刻化しなくて済んだりとか、行事だけとか部活だけとか、

お子さんが来られたりとか、親がつながってれば、学校に子どもも少しでもつながってられるという状況が作れるかもしれないので、なので、お子さんが来られなくなったからといって、保護者の方が——来づらいんですけども、保護者の方は、保護者会なり学校公開なりに来られるような雰囲気というか、そういったことも視野に入れて対応してくださるとありがたいなと思ってお聞きしたんですけども。

- 宮本統括指導主事 現状では、不登校の児童・生徒の保護者の方が保護者会に来られている人もいれば、そうでない人も当然いると認識しておりますので、今の委員の御指摘を踏まえて、引き続き助言等をしてまいりたいと思います。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 森本教育長職務代理者 やはり中学生になると不登校が増えるということで、小中連携、不登校未然防止対策というのは、ここ何年かもいろいろやってこられたと思うんですけども、その辺について、その成果というような形で、何か形として表れているのか、それでも、連携していても、やはり中学に入ると新たな問題が入って難しいのか、その辺というのは、皆さんの感覚として大丈夫なんですけれども、どういうふうに考えていらっしゃるかお伺いしたいんですけども。
- 宮本統括指導主事 中学校での不登校の数が多いのは現実としてありますが、特に今年度は、中1不登校の未然防止委員会の参加のメンバーを中1の学年の教員に限定しておりますので、今まで以上に当事者意識を持って教員が対応できる体制を作っておりますので、小学校の情報が途切れることなく中学校に引き継がれて、不登校の対策がとれるように、引き続きしていきたいなと考えているところです。
- 森本教育長職務代理者 不登校の、例えば学年別の傾向みたいなものがあれば。例えば小学校では何年生ぐらいとか、中学校だと何年生とかというのがわかれば。
- 宮本統括指導主事 やはり学年が上がるごと、高学年になるにつれて、不登校の数が多くなっている傾向がございます。
- 森本教育長職務代理者 中学校も、やはりその傾向は変わらないですか。
- 宮本統括指導主事 はい。中1より中2、中2より中3です。
- 森本教育長職務代理者 そうすると、理由としては、小学校から継続というよりは、中学校になって新たに何か問題を抱えるというケースがやはり多いということなんですかね。
- 宮本統括指導主事 両方ございまして、小学校からの継続も一定数ありますし、同等に、中学校からの数もありますので、両方とも対応していかないといけないという状況でございます。
- 森本教育長職務代理者 小学校からのケースの人たちは、多分、それなりの難しさがきっとあるんだろうなと思いますけれども、そういう意味では、反対に、中学校に入ってからの子たち、せっかく来ている子たちを途中から不登校にしない、その辺の対策について、またいろいろ考えていただくとありがたいなと思いますので、よろしく願います。
- 山田委員 不登校の生徒たちのフォローアップというか、中学を卒業してしまうと、市としては情報収集等も全くしなくなってしまうんですか。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 調査としては小中学生までなんですけれども、つながり

としては、高校生年齢になっても、私どものほうでやっている不登校ひきこもり相談室のニコモルームであったり、あと、生活福祉課のほうに生活サポートの対応の場所がございますので、そちらのほうに引き継いだりという形で、対応は継続して行くようにはしております。

○山田委員 そうすると、例えば、高校進学をきっかけに不登校が自然にやんだとか、そういう事例というの、例えば把握できているということですか。

○清水教育部副参与兼教育支援課長 そうですね、高校進学を契機に学校に進学するようになったということは、スキップ教室に通っている中学校3年生は、昨年度は全員高校に進学して、現在も通っていると聞いております。ここ数年、その傾向は続いているところでございます。

○木村教育長 今、問題行動等の調査に関する質問が結構ありましたが、もしほかの件につきまして何かございましたら。もちろん、調査報告書に関する質問でも結構でございます。

○高橋委員 図書館のことでいいですか。以前、西東京市にゆかりのある人物のイベントをしていただいて、私も行きましたけれども、大変好評であったと思います。

それで、基本方針3で、「西東京市の文化・歴史を次世代に継承する」というところで、「西東京市に縁（ゆかり）のある人物情報の収集と活用」とあるんですけども、この人物情報は、方面を限って集めるんですか。

○中川図書館長 縁（ゆかり）につきましては、今活躍されている方というふう限定しておりますが、図書館で収集している範囲としましては、物故者になっている方も含めまして、その方の西東京市に——旧保谷・旧田無時代にお住まいになった時代を確定しまして、その中での資料範囲を、主には資料の収集範囲としておりますので、転居されてしまった場合は、その後の追跡も若干しておりますけれども、その人の全て、全部を作品として持つてしまうわけではないということです。現状、今活躍されている方も、西東京市外に出してしまうと、以後のことは、こちらとして追跡は、ざっとはしますけれども、全てを最後まで追いかけるということではないと。

○高橋委員 そうなんですね。では、今も住んでいらっしゃる方に限るということですね。

○中川図書館長 はい。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 今、図書館計画についての御質問がありましたが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○米森委員 14ページの資料保存のところ、検討、取組②がございますけれども、蔵書のスペースが足りなくて限界だというふう書いてありますので、多分、保存のところ、今ある保存の見直しというのは重要かなと思ひまして、今、どういう保存のされ方か、ちょっと私にはわかりませんが、思い切って、永久保存とか、廃棄も進めるとかということも確かに必要だと思いますので、ここは、官公庁の刊行物の年限見直しというものがございまして、ほかのいろいろな書籍とか資料がございまして、そういったものの取扱いについては、見直しは考えておられないかどうかということですが、

○中川図書館長 スペースが限られているということで、図書館としては、収集方針に、どんなものを収集するかというものを定めておりますが、もう一方で、どのようなものを保存し

ていくかということも方針として決めております。その中では、例えば参考資料ですね、レファレンス等、調べ物に関する資料は、有期保存として、過去30年間分を保存していくというような形にしておりますが、ほかの蔵書も逼迫しておりますので、それを30年ではなくて25年にするとか、短縮等は、今ある限られたスペースの中でしか保存しきれませんので、その上限がどうしても食い込んでしまうのが一番ネックなところでございます。

- 米森委員 例えばその年限自体を短縮、種類によっていろいろあるかと思うんですけれども、即1年で廃棄するのを増やせないかとか、そういうところまで、例えば思い切って踏み込むということは、なかなか難しいんですか。
- 中川図書館長 利用のこともございますので。一度出版されたものというのは、普通、二度と出版されないというのが一般的です。ベストセラーは別ですけれども。そうしますと、過去のものをとっておく場所というのは、全国を探しても、普通は公共図書館しかほとんどなくて、あるいは、県立図書館とか国会図書館とかになりますと、国会ですと、納本制度というものがありますので、ほとんど永久的にとっておきます。ただ、国会も、今は電子化を進めておりますので、紙資料を電子化したものを保存していくという、その取組は全国的な広がりがあり、西東京市でも取り組んでおりますが、著作権があるものを電子化するのは、なかなか難しい状況になっております。
- 後藤委員 子どもへの支援の関係で、1点、質問なんですけど、将来的に、例えば学校の図書館にあるパソコンで、西東京市の図書館の蔵書にアクセスできて、どこの図書館にこういう本があるとか、そんなことがわかるなんていうようなことは、何か進めていく考えとか何かはあるのでしょうか。
- 中川図書館長 学校図書館の蔵書とどこかでリンクさせることは可能だと思うんですけれども、学校図書館にあるものは、基本的には、ほぼ公共図書館にはそろっていると思っておりますので、そこでの本の連携等も含めまして、取組については、学校司書とも連携して話し合いをしていきたいと考えております。
- 木村教育長 システム的に、学校から、中央図書館とかの蔵書は見られるんですか。
- 中川図書館長 学校からは、インターネットにつながっている状況であれば、図書館の蔵書は見られますので、その状況ではわかると思いますけれども、システムがリンクされていないと思います。
- 森本教育長職務代理者 質問なんですけれども、デジタイズのいわゆる音訳の資料について、今、「作製する音訳者の確保や育成が今後の課題」というふうな形で、それをやっていくというふうなことがありますけれども、これというのは、変な言い方ですが、全国どこの図書館でもやっていらっしゃるのでしょうか。
- 中川図書館長 いわゆる障害者サービスと言われている部分の実施率は、全国的には全国の図書館のほぼ2割と言われております。お題目というか名目としては「やっています」と言っているんですが、実際には利用者がいなかったりとか、その要求の掘り起こしから進めないと、基本的には広がっていきませんので、それは、図書館がやるのか、福祉部局がやるのかということもございますけれども、各自治体によって反応は違いますが、大体、大都市圏のところはほとんど、ほぼ100%実施しているところでございます。

- 森本教育長職務代理者 それを、西東京市で作ったものを利用してもらっているみたいなことも書いてありますけれども、反対に言えば、西東京市の方も、他地区のものを利用することは可能なんですね。
- 中川図書館長 国会図書館が一つのフィールドになっていることと、もう一つは、サピエという全国的な団体があるんですけれども、そちらも登録していますので、利用者としては、国会図書館か、そのサピエかに登録できれば、西東京市以外の全国の情報も手にとることができます。
- 森本教育長職務代理者 例えば、音訳者の確保が大変なのであれば、全国的に、ここではこれの音訳を、こっちはこれの音訳をと、要するに、作品的にみんなが分散してできれば、どこかにはその作品があるよというような形、そういうネットワーク的なものはないんでしょうか。
- 中川図書館長 今の御質問ですけれども、国会図書館のほうは、いわゆる全国の公共図書館がデータを送っている関係で、今何に着手しているかという情報は先に出すことができるわけです。それを見て、あそこでやっているなら、うちはちょっと控えようとか、うちは違うものを作るかという情報の交換は可能になっております。
- 森本教育長職務代理者 では、こちら見ていかないと、なかなか難しいというような感じではあるんですね。わかりました。ありがとうございます。
- 山田委員 電子書籍のことなんですけれども、例えばKindle版とか、ああいったものというのは、図書館で例えば購入をして、図書館に来館する人に、図書館内のパソコンであれば見られるとか、あるいは、多分、オンラインで地元の人がというのはなかなか難しいんだろうと思うんですけれども、今後そういうような、情勢というのはどういうふうになっているのかというのをお聞きします。
- 中川図書館長 今の御質問は、15ページに書いてございますけれども、電子書籍等の検討につきましては、今、米国は非常に盛んであるということはよく承知しているんですが、国内市場がまだそこまで充実しておりません。大規模な図書館でそれを取り上げるところも少ないこともそうなんですけれども、そもそもソフト自体が今、それほど出回ってなくて、例えば夏目漱石とかそういう古典のものは、むしろ無料で手に入れたりすることができますので、それを使って、例えば、館内でそういう視聴機を貸し出しして、館内で見ていただくこともできますし、あるいは、図書館の蔵書を取り込みまして、お客様にデータだけを提供するということは、十分、サービスは可能でございます。が、何分、シェアが非常に狭くなっている状況と、日本でも爆発的に広がりがあるとするれば、図書館でも追随するところは多く出てくると思いますけれども、何分、資料費がかさむとなると——いわゆる形のある本とは別に電子書籍を買うことになりますので、資料費が総体で変わらないとしますと、どこに振り分けるかという問題が生じます。そちらは計画的にやらせていただきたいと考えております。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
- 以上で報告事項を終わります。
-

○木村教育長 日程第3 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成30年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 2 時 48 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員